令和８年度水質検査計画

上板町水道課

目　　次

第 1 章　基本的な方針 ---------- 2

第 2 章　水道事業の概要 ---------- 3

第 3 章　原水及び水道水の状況 ---------- 5

第 4 章　検査項目及び頻度---------- 6

第 5 章　検査地点 ---------- 11

第 6 章　臨時の水質検査 ---------- 11

第 7 章　水質検査方法 ---------- 11

第 8 章　水質検査計画及び結果の公表について---------- 8

第 9 章　検査結果の評価 ---------- 11

第 10 章 水質検査の精度と信頼性保証について---------- 12

第 11 章 関係者との連携 ---------- 12

上板町水道課　令和８年度水質検査計画

良質で安全な水道水を供給するためには水質検査が必要です。今年も、上板町では水道法施行規則第１５条に従って、水質検査計画を策定します。これからも水道の現状と水質について理解していただけるよう、町民の皆様に供給する水道水の水質を良質でさらに安定したものにいたします。あわせて水道と水質についてのご理解をさらに深めていただけるように、検査結果を公表します。

検査計画の内容

第 1 章　基本的な方針
第 2 章　水道事業の概要
第 3 章　原水及び水道水の状況
第 4 章　検査項目及び頻度
第 5 章　検査地点
第 6 章　臨時の水質検査
第 7 章　水質検査方法
第 8 章　水質検査計画及び結果の公表について
第 9 章　検査結果の評価
第 10 章　水質検査の精度と信頼性保証について
第 11 章　関係者との連携

■第 1 章　基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1)　検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います（水道法施行規則第 15 条第 2 項)。原水（取水井戸の水）で検査を行います。

(2)　検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目と水質管理上注意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目とします。

(3)　検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

また、梅雨から夏期においては、末端部数ヶ所の給水栓で残留塩素を測定して、滅菌が行き届いているか確認をします。

水質基準項目の検査は、概ね月 1 回以上行うこととされている項目については月 1 回、概ね 3 ヶ月に 1 回以上行うこととされている項目については 3 ヶ月に 1 回とします。その他、過去の実績により検査省略頻度が設定される項目については、水源付近の環境を観察しながら実施いたします。

■第 2 章　水道事業の概要

上板町の水道は、高瀬水源・佐藤塚水源・下六条水源の既設３井から取水し、混合された原水が浄水池に着水し滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）され配水池（1 号）に送水されて 2 号配水池を経由し 3 号配水池より配水管を通じて給水されています。松島及び神宅の一部高位地区は、1 号配水池より加圧ポンプで台山の高架水槽に貯留され配水されています。浄水池の総容量は 600 ㌧、配水池は 2,200 ㌧、高架水槽は平成２３年２月に有効容量 413 ㌧に増やして築造し、現在稼働中です。

●給水状況

上板町給水状況（令和６年度）

区　　分	内　　容
行政区域内人口	11,054人
計画給水人口	13,000人
給水区域内人口	10,511人
現在給水人口	10,523人
普及率	95.2%
計画一日最大給水量	7,800m^3/日
実績一日最大給水量	5,930m^3/日

●水源の概要

高瀬水源

認可年月日	昭和47年3月22日
種別	地下水（吉野川水系）
所在地	上板町高瀬
取水井戸	浅井戸　地下10m

佐藤塚水源

認可年月日	昭和59年9月5日
種別	地下水（吉野川水系）
所在地	上板町佐藤塚
取水井戸	深井戸　地下80m

下六条水源

認可年月日	昭和59年9月5日
種別	地下水（吉野川水系）
所在地	上板町下六条
取水井戸	深井戸　地下80m

●浄水施設の概要

処理方式	次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

■第 3 章　原水及び水道水の状況

1. 原水水質で留意すべき状況

上板町の水道水は、町内の水源から地下水を取水しており、原水の水質は良好です。主水源の高瀬水源は、浅井戸のため周辺環境の影響を受けやすいため環境を監視すべき水源です。

佐藤塚・下六条水源は、深井戸で特に良質の原水が取水できる現況で安定した水源です。

2. 水道水の状況

水道水は水質基準をすべて満足しており、安全で良質な水をお届けしています。　　平成２３年度に高区配水池（ステンレス製４１３ﾄﾝ）が築造されました。

■第 4 章　検査項目及び頻度

1. 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき 1 日 1 回の検査を行います。

2. 水質基準項目の検査（52 項目）

水質基準項目（52 項目）と基準値を表 1 に示します。そのうち下記 1）の 11 項目と下記 2）の 16 項目及び臭気物質（2 項目）は決められた頻度の検査回数が必要ですが、残り 23 項目は過去 3 年間の実績における最高値により法令で定められた一定の方法により、省略可能となる検査省略頻度が設定されます。また、すべての水源の原水について、水源が悪化していると考えられる時期を選んで、少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（消毒副生物を除く）を実施します。

1）１ヶ月に１回の検査項目

下記の 11 項目については１ヶ月に１回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、残留塩素

2）概ね３ヶ月に１回の検査項目

下記の 18 項目については概ね３ヶ月に１回以上の検査を行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、ホウ素及びその化合物、1.4-ジオキサン、アルミニウム及びその化合物、非イオン界面活性剤、塩素酸、シス-1,2-ジクロロチレン及びトランス-1,2 ジクロロチレン、ペンフルオクタンスルホン酸及びペルフルオクタン酸

3）１年に１回の検査項目

上記 1）の 11 項目、2）の 18 項目及び臭気物質（2 項目）を除く 23 項目については、過去の検出状況から判断すると３年に１回の頻度へ省略可能な検査項目もありますが、安全性確認のため本年度も１年に１回検査を行います。

4）臭気物質の検査

臭気物質については、水源でカビ臭の発生の恐れのある期間に年間に１回程度の検査を行いますが、本町の場合は将来的には省略できる項目です。

「ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール」

表１　法令に基づく水質検査

令和８年４月１日施行　水質基準に関する省令（令和七年環境省令第十九号）

番号	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	検査項目と検査頻度		備考
				水道法に基づく検査回数		
		（mg/L）		基本検査の回数	水源の状況や過去の検査結果等から最小限必要な検査回数	
1	一般細菌	100 個/ml	0	月1回	月2回	病原微生物
2	大腸菌	不検出	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.001 未満	年4回	3年1回	金属類
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.0005 未満			
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001 未満			
6	鉛及びその化合物	0.01	0.005 未満			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001 未満			
8	六価クロム及びその化合物	0.02	0.005 未満			
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004 未満		年4回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001 未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			3年1回	
12	フッ素及びその化合物	0.8				
13	ホウ素及びその化合物	1				
14	四塩化炭素	0.002	0.002 未満			有機物質
15	1.4-ジオキサン	0.05				
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	0.004 未満			

17	ジクロロメタン	0.02	0.002 未満			
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001 未満			
19	トリクロロエチレン	0.03	0.003 未満			
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸及びﾍﾟﾙﾌﾙｵｸﾀﾝ酸	0.00005	基準値以下		年4回	
21	ベンゼン	0.01	0.001 未満		3年1回	**消毒副生成物**
22	塩素酸	0.6	20新規項目		年4回	
23	クロロ酢酸	0.02				
24	クロロホルム	0.06	0.006 未満			
25	ジクロロ酢酸	0.03				
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.01 未満			
27	臭素酸	0.01				
28	総トリハロメタン	0.1	0.01 未満			
29	トリクロロ酢酸	0.03				
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003 未満			
31	ブロモホルム	0.09	0.009 未満			
32	ホルムアルデヒド	0.08				
33	亜鉛及びその化合物	1	0.01 未満		3年1回	金属類
34	アルミニウム及びその化合物	0.2				
35	鉄及びその化合物	0.3	0.02 未満			
36	銅及びその化合物	1	0.02			
37	ナトリウム及びその化合物	200	9.8			
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.01 未満			
39	塩化物イオン	200	8.4	月1回	月1回	無機物質
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300		年4回	3年1回	
41	蒸発残留物	500				
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02 未満			有機物質
43	ジェオスミン	0.00001		藻類発生時期に1ヶ月に1回	藻類発生時期に 1ヶ月に1回	**臭気原因物質**
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001		藻類発生時期に1ヶ月に1回	藻類発生時期に 1ヶ月に1回	
45	非イオン界面活性剤	0.02		年４回	3年1回	有機物質
46	フェノール類	0.005	0.005 未満			
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3		月1回	月1回	基礎的性状
48	pH 値	5.8-8.6	7.2			
49	味	異常でない	異常でない			
50	臭気	異常でない	異常でない			
51	色度	5 度	5 未満			
52	濁度	2 度	2未満			
その他	残留塩素	0．1以上 1．0以下				消毒確認

令和８年度より水質検査項目が５１項目から５２項目に増加。

検査項目番号（２０）ﾍﾟﾙﾌﾙｵｳﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PSOA）が追加。

元（２０）のベンゼンが（２１）に変更となり、以下の項目が順繰り。

■第５章　検査地点

1. 毎日検査については、水道課の給水栓で行います。
2. 水質基準項目の検査は水源・配水系統別を考慮して給水栓で実施します。なお、水質管理上必要である原水についても、最低限年１回実施します。

■ 第６章　臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

① 水源の水質が著しく悪化したとき
② 水源に異常があったとき
③ 水源付近、給水区域、及びその周辺に等において消化器系感染症が流行しているとき
④ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
⑤ その他特に必要があると認められるとき

■第７章　水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の水質検査方法については、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日　厚生労働省令第 101 号）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日　厚生労働省告示第 261 号）により行います。なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会編）などにより行います。

■第８章　水質検査計画及び結果公表について

水質検査計画や水質検査結果については、上板町のホームページで公表します。また、水道課でも閲覧できるようにします。

ご意見がございましたら、お寄せ下さい。

■第９章　検査結果の評価

検査結果の評価は水質基準値などと比較して、検査ごとに行います。また、検査の結果を解析し、必要があれば検査計画を見直していきます。

■第 10 章　水質検査の精度と信頼性保証について

結果を評価するに当たり、検査の精度と信頼性を保証するため技術の向上に努めます。

■第 11 章　関係者との連携

上板町水道課では保健所、分析機関等と連絡を密にし、水質異常に即応できる体制を整えています。また、県や他市町村と水道に関する情報交換と調査研究を行い、水道技術の向上をはかります。

■連絡先

〒771-1392
徳島県板野郡上板町七條字経塚 42
上板町役場・水道課
TEL：088-694-6817
FAX：088-637-6075